平成２６年（フ）第７３号
鹿児島県姶良市脇元147番地１　ライフイン脇元103号
債務者　川嵜　安誠
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
鹿児島県姶良市西餅田183番地２　Ｋ’ｓ姶良102号
債務者　畑中　力也
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
鹿児島県伊佐市大口白木1358番地１
債務者　清水　次男
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市笠之原町36番５―１号
債務者　小村　朋子
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
福島県郡山市大槻町字福楽沢前65番地の４
債務者　堀井　淳子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県佐用郡佐用町下徳久1088番地
債務者　東　　良典
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県南あわじ市福良乙1507番地17
債務者　原田　節子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
高知県土佐清水市足摺岬609番地４
債務者　永野　米子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４４号
高知県土佐清水市足摺岬609番地１
債務者　永野　尚幸
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１１５号
富山市上野971番地
債務者　岡崎由美子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
富山市西田地方町３丁目８番29号ＰＬＡＺＡ磯部505号室、住民票上の住所富山県高岡市上関町８番48号
債務者　本多　拓巳
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８２号
山口市平井689番地５　野村アパート101
債務者　谷岡　　隆
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
山口市小郡円座東町９番17号
債務者　田中　恒行
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
山口市阿知須2766番地　吉野住宅15号
債務者　杉田美千恵
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５８号
名古屋市西区花原町151番地　キャストール花原４Ａ号、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字平成48番地　フアミールＡ棟102号
債務者　宮沢　　隆
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０９号
札幌市東区北38条東７丁目１番１号
債務者　能登谷　悟
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７１号
札幌市中央区北２条西27丁目２番15―203号
債務者　須田　美和
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部